

## 今回の検討項目とその論点

## 第 1 保護対象年齢

## 1 改正の方向性・仮案

- ・県条例第 11 条に定義するとおり、18 歳未満を対象とする。
- ・刑法で採用している 5 歳差（対等性の判断基準。形式的要件）は考慮しない。

※刑法と県条例の保護法益は異なることから、「青少年の健全な育成を図るため」であれば、条例で刑法を超える制約を課すことは可能と判断する。同趣旨から、5 歳差の制約についても条例では考慮しない。

※法制審議会が前提とした、「行為の性的な意味を認識する能力」と「行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」について、16~17 歳はなお完全に備わっていない、という立場をとる。

## 2 検討に当たっての論点

## (1) 関係法令等との関係から

- 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）  
18 歳未満のこどもの権利を設定  
4 つの柱のうち、「守られる権利」の 1 つとして
- 青森県青少年健全育成条例  
青少年 = 18 歳未満
- 児童ポルノ禁止法  
児童ポルノ = 「18 歳未満の～」
- 児童福祉法  
児童 = 18 歳未満
- こども基本法、こども大綱  
こども = 「心身の発達の過程にある者」 など

・多くの法令、例規において、18 歳未満（場合によりそれ以上の年齢層も対象とする）は保護すべき対象として設定されている（また、民法では成人を 18 歳と設定している）。これらの多くは、個人的法益を目的とする刑法とは異なるものであり、社会的法益（「18 歳未満の者が性犯罪に遭う危険性のない状態、すなわち性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態」）に依拠するものであることを鑑みれば、保護法益の異なる県条例において、類似行為の保護対象年齢を 18 歳とすることには矛盾はないと考える。

また、刑法 182 条については、究極的には個人的保護法益と断りつつも、社会的保護法

益に寄った独自の保護法益（その前段階においてそれらの者の性被害に遭う危険性のない保護された状態、つまり「性的保護状態」）を法制審議会では持ち出していることを考えると、社会的保護法益に依拠するとする上記考え方はさらに補強されるものとする。

- ・さらに、5歳差の要件を設けないことで、同年代間の行為が適用となることについては、威迫や欺罔等の実質的構成要件を付与することで、対等性が認められる事案（真摯な恋愛に基づく行為等）の排除がなされるほか、最終的には条例の免責規定によりクリアされる。

## （2）「性的同意能力／性交同意能力」の議論から

### ①法制審議会の議論1（性交同意年齢の設定における議論）

- ・法制審議会では、性交同意能力を

(1)行為の性的な意味を認識する能力

(2)行為が自己に及ぼす影響を理解する能力

(3)性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力

の3つの能力に分けて検討している。

最終的には、「(1)行為の性的な意味を認識する能力」と(2)と(3)をあわせて「(2) 行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」の2つが必要であるとしている。

- ・13歳未満の者については(1)の能力が備わっておらず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力が一律に欠けるとする。

- ・これに対して、13歳以上16歳未満の者については(1)の能力が一律に欠ける訳ではないものの、(2)の能力が不十分であり、相手方との関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けることになる、と整理。

- ・以上を踏まえ、16歳未満の者については、性的行為について有効に自由な意思決定をする前提となる能力が十分に備わっているとは言えないことから、性交同意年齢を「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げた。

（裏を返せば、刑法の保護法益（個人の性的自由）に相対する形で、16歳以上の者は性的同意能力が十分に備わっているとの解釈をしているものと理解される。）

### ②法制審議会の議論2（「対等性」から考える5歳差以上要件の議論）

- ・法制審議会の議論では、被害者と加害者の間での「対等性」が問題となっていた。
- ・当初は、「年齢差」という形式的な要件と「対処能力が不十分であることに乗じて」という実質的な要件が検討された。年齢差に関しては「1歳差」あるいは「3歳差」が適切であるという意見もあったが、最終的には、対等な関係となることがまずあり得ないという理由から「5歳以上の年齢差」という形式的要件が選択された。
- ・13歳以上16歳未満の者については、相手方との間に対等な関係があり得ず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力に欠ける場合に限り処罰する観点から、13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者を処罰対象とする

ことにした。

- ・なお、衆議院、参議院とも附帯決議の中で「13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ『対等な関係』があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば『対等な関係』であるとするものではないのである」として、176条や177条の「規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、『経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること』等により『同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて』の要件や『行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ』の要件に該当し得ることに留意すること」としている。

### ③法制審議会の議論から考える18歳未満の「性的同意能力／性交同意能力」の再検討

(主に刑法では対象としない16歳以上18歳未満も保護対象とする案に係る議論)

- ・法制審議会で議論があったように、青少年の心の発達には個人差が大きく、また周囲の環境(家庭環境)等にも左右されやすく、非常に不安定であること、社会的にも概ね18歳までは高校生、こども、という扱いで生活している者が多い状況等から、青少年保護の観点からは、せめて成人となる前までは一律に保護すべきとの考えは、不当に制約するものではなく、社会的に受容されるものと考えられるが、ここでは彼らの「性的同意能力／性交同意能力」の程度・状況等から、改めて保護の必要性について検討するべきところである。
- ・改正刑法においては、16歳以上の者については、「(1)行為の性的な意味を認識する能力」と「(2)行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」を具備しているものとして考えられているところであるが、上記のとおり、青少年の心の発達は個人差が大きく、環境や状況などに左右されやすく不安定であると言われており、改めて青少年の実態について確認する必要がある。
- ・16歳以上18歳未満の者の「性的同意能力／性交同意能力」が未熟であるかどうか、の議論においては、
  - (1)“未熟”と言われる子の割合がどうか(「未熟な子」が多数なのか、いるけれどもレアケースなのか、それともかなりグラデーションがあるものか等)
  - (2)“未熟”な子がいるとして、その未発達の度合いはどうなのか(やや未熟のケースが多いのか、明らかに能力的に不足と認められるケースがスタンダードなのか等)という2つの視点で整理を行いたい。

④保護法益の観点から考える「対等性」の必要性（主に13歳以上16歳未満への5歳差要件排除案に係る議論）

- ・衆参両議院の附帯決議における「5歳以上の年齢差」がなければ「対等」な関係があるとは必ずしも言えない、という観点から、加害者と被害者の年齢差が5歳未満であっても、条例上で規制することは可能であると考えられる。
- ・本県の場合、行為者が青少年である場合には処罰されない（県条例第33条免責規定）ことになっているため、仮に上記のとおり条例において保護対象年齢に5歳以上の年齢差要件を設けなかったとしても、同年代の自由恋愛への介入が過度なものにはならない可能性がある。
- ・また、今回規制対象とする行為（面会要求、自撮り要求）の特性を勘案するに、事象が発生してしまった（面会、自撮り等の既遂）場合、その時点では対等性があったとしても、後日の関係変化等により新たな被害（淫行やわいせつ行為、性的画像の拡散、拡散に伴う誹謗中傷など）が発生する等の可能性を包含している、非常にリスクが高い状況に陥ることや、その結果被害者が受ける被害の範囲や程度、期間等が拡大・深刻化する恐れ（画像等がSNS等で共有・流出されるなどした場合、当該画像等をインターネット上で完全に削除しきことは現状困難と言われており、被害者は長期間その恐怖にさらされることとなる等）がある。今の青少年のインターネットの使用形態を鑑みるに、瞬間の行為だけに着目して自由を考慮するよりも、時系列での影響も考慮した制約とした方が青少年の保護の観点からは適切ではなからうか。
- ・刑法の保護法益は個人的なもの（個人の性的自由の侵害排除）であることから、規制対象は必要最低限であるべきとして、義務教育課程が終了となる中学生（満16歳未満）までを保護対象としているところ、条例は社会的保護法益を主軸とするもので、目的とする保護法益が異なることから、上記の現状（検討結果）を踏まえて保護対象を広く設定する（保護対象範囲が異なってくる）ことは、刑法との不整合は発生しない。

## 第2 規制対象行為

### 1 面会要求行為

#### （1）当該行為規制の経緯、他県の状況等

- ・改正刑法において、本罪は、不同意わいせつ罪（176条）や不同意性交等罪（177条）の予備罪的性格を有する。刑法182条の行為は、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪の準備的な行為を処罰するものであり、182条の行為の後に不同意わいせつ罪、不同意性交等罪の行為が予定されていると解される。

仮に16歳、17歳の者にわいせつな行為をする目的で面会を要求した場合は本罪が成立するが、進んでわいせつ行為に至った場合には処罰されないということになる。このような

事態は刑法的に整合的ではないとされ、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪と同様「16 歳未満の者」となった経緯（法体系、施策的理由での判断となっていること）は押さえておかなければならない。

- ・ただ、法制審議会では、本条はいわゆる未遂に至る前の「予備罪」の位置づけではなく、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪とは異なる犯罪としている。そのため、本罪の保護法益は、「16 歳未満の者が性犯罪に遭う危険性のない状態、すなわち性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態」という、やや社会的なものに傾いている。
- ・刑法改正後に当該行為を規制するべく広島県が検討を行ったところであるが、検察庁からは処罰対象の連続性の観点から、面会要求行為そのものを規制することに疑義が呈され、条文案を修正した経緯がある。

○検察庁意見（令和 6 年 6 月 27 日開催令和 6 年度第 1 回広島県青少年健全育成審議会資料 2「広島県青少年健全育成条例改正の素案について」より抜粋）

**【参考 3】 検察意見の概要**

条例の淫行・わいせつ罪には未遂処罰がない中、淫行・わいせつ行為の実行に至る準備的行為として、淫行等目的で面会を要求する行為を処罰対象とすることに疑問が示された。

	準備・予備的行為		未遂（実行着手）	既遂（結果発生）
	刑法（面会要求罪）	面会要求	面会要求の結果、面会	不同意性交未遂
見直し前の条例検討案（面会要求規制）	面会要求	面会要求の結果、面会	淫行未遂（未遂処罰規定なし）	淫行既遂

※ 網掛けセルは処罰対象。白抜きセルは処罰なし。

条例検討案は、処罰対象の連続性がない

○広島県青少年健全育成条例（最終案 = 改正）

（淫（いん）行等の勧誘禁止）

第三十九条の二 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してならない。

(2) 検討に当たっての論点

- ・本県条例も淫行（県条例第 22 条）について未遂への処罰規定はないことから、刑法そのままの条文案とした場合は同じような意見を付される可能性がある。
- ・仮に広島県と同様の条文案を採るとすると、条文内の「淫行又はわいせつ行為」にわいせつの目的であることが含まれていること、また、淫行やわいせつ行為の「勧誘」や「強要」には、自ずと「会う」ことや、本人は望んでいないことをさせようとする、といった意味が含まれており、刑法の規制対象となる行為の態様を概ね実質的なところでフォローできている文言とみることができると考えられる。
- ・他都道府県の面会要求行為の規制条例化の動きは多くなく、国や他県の動向を見ながら、というところが多い（他県実施の動向調査結果より把握）。
- ・今回の改正趣旨や社会情勢、未来も考慮した予防措置としての条文設定といった観点なども踏まえた総合的な検討が必要な項目である。



単純化されることで、児童ポルノの本質（モノそのものではなく児童に対する性的虐待があるという事実）を見誤り、いわゆる「着エロ」といった事案の適切な判断を見誤るのではといった懸念が指摘されているものでもあることに留意する必要がある。

- ・ もう一つの関連法である性的姿態撮影等処罰法では、撮影する対象等について、第2条においてその定義を定めている。

1号では、「性的姿態等」のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたものを「対象性的姿態等」として、その撮影対象を定義しており、その内容のうちイは児童ポルノ禁止法第2条第3項3号と共通するものであり、ロは刑法182条1号・2号の性交・性交類似行為、又は、児童ポルノ禁止法第2条第3項1号・2号に共通するものである。つまり、これまで成年対象はフォローされていなかった部分を、撮影するという行為から規制しようとするものであると理解できる。

そのあとに続く2号～4号は、本項で直接比較考量するところではないが、被害者の同意の有無と被害者対象年齢による特例について述べているものである。

- ・ 以上から、現在、改正刑法等により、規制対象とする撮影対象・内容は、被害者が未成年であっても成年であっても概ね同様であることが見て取れるが、これらは、あくまで、加害者＝撮影者である前提での整理であり、今般直接検討を行う映像送信要求行為は「自画撮り」であることを踏まえれば、比較対象はあくまで刑法182条第3項及び児童ポルノ禁止法第2条第3項であるといえる。
- ・ その上で、今般本県が県条例において、青少年健全育成・保護という趣旨、社会的保護法益に照らして当該行為を規制するということを考えると、送信する映像の定義（対象範囲）としては、より近似の保護法益を趣旨とし、かつ、規制対象とする映像の範囲がより広い児童ポルノ禁止法の定義に依ることが妥当であると解される。

## ②構成要件の設定・定義

### (1)自画撮り要求行為が多くの条例で規制されるに至った経緯から

- ・ 刑法182条3項の16歳未満の者を保護対象とした規定において、その規制しようとする行為そのものについては、撮影をさせて送信させることを要求すること（撮影、送信の勧誘、要求）のみであり、その違法性の中心は該当する姿態の態様定義（性交等を行う姿態、又は性交類似行為）に重きが置かれている。
- ・ 関連法である児童ポルノ禁止法第7条4項では児童ポルノの「姿態をとらせ」製造罪が規定されており、裁判実務上ではこれまで犯人児童に自画撮りを行わせた後、その画像や動画を犯人のパソコン等に送信させた場合は、犯人に対して当該罪が適用されてきた（なお、犯人児童の取扱いに係る問題としては、大方間接正犯との解釈により処遇されてきたが、近時、個別の事実関係から共同正犯の関係に立つとする判例も見られる。＝児童が児童ポルノ法の規制対象となり得るという判断がなされており、本来児童を守るための法律が形式通りの事案処理を行うことが妥当かどうかといった問

題も提起されている)。しかし、同罪には未遂犯処罰規定がなく、実際に送信が行われなければ処罰対象とはならない。そこで、児童の保護を万全とするため、当該行為を勧誘することを規制すべきとして、平成 29 年ごろから東京都で議論、条例化されたのを皮切りに、複数の都道府県が刑法の改正を待たず、自画撮り要求行為を処罰対象として条例化してきたところである。

- ・そこでは、刑法の処罰対象としていない行為を条例で処罰対象とするに当たり、対象行為の明確性が重要であるとして、威迫や拒否等悪質と思われるケースに遺漏がないよう、大まかに 4 つの態様を示してこれを構成要件としたものである。東京都の条文は、それ以降の他都道府県の各条例改正における、一種の標準形として参考とされてきている。

#### ○東京都青少年健全育成条例

第 18 条の 7 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ（以下単に「児童ポルノ」という。）又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

#### (2)改正刑法との比較検討から

- ・自画撮り要求行為は、令和 5 年の改正刑法により、16 才未満の者を対象とする場合は規制対象とされたものの、空白対象年齢となった 16～17 歳の者を条例で保護するにあたり、これら先行規制との整合を考慮する必要がある。
- ・刑法（第 182 条 3 項）では、特に先行他県条例に見られるような拒否等の要件は定められておらず、要求する行為そのままだが制約なくストレートに規制対象となっている。このことから考えると、先行他県条例のような態様等の制限がなくても当該行為を規制することは、理屈上は可能。
- ・但し、条例においては改正刑法より保護対象年齢を拡張することを考慮すれば、保護対象範囲を拡張するのと引き換えにある程度の謙抑性を求められることは考えられる。だとすれば、その謙抑性の表れとして、悪質性を表す 4 態様を示し、要件を設定（処罰条件の明確化）する、という整理は着地点の 1 つとなり得る。
- ・要件設定の方法として、最終的に行きつく不同意性交（刑法 176 条）や不同意わいせつ（刑法第 178 条）の態様を参考にしつつも、あくまで対象とするのはそこにたどり着く前の通過点となる行為（刑法第 182 条：面会要求、自画撮り要求）であることに留意しなければならない。同一のものではないことを念頭に整理した要件が、結果こ

の4態様である、という整理である必要があるだろう。

※先行他県において、いくつか別バージョンや、変わった要件を設定したりしている例があるので、その表記スタイルについても検討する必要がある（当該分野の規制はある程度広い範囲で均一化されていることが重要であることを考慮の上）。

### 第3 罰則

#### 1 全体について

規制対象行為が確定した場合、それぞれの罰則をどのように設定するか、検討する必要がある。

- ・拘禁刑か罰金か。拘禁刑であればその期間は。罰金であればいくらか。
- ・同一又は類似の行為に対する関連法規等（刑法、児ポ法、青少年健全育成条例等）における量刑等との比較考量
- ・他都道府県の罰則の内容との比較考量  
同一又は類似の行為に係る関連法規がいくつかある以上は、基本的にはそれらとの比較考量、バランスに基づくテクニカルな検討となるものとする。

#### 2 面会要求行為

- ・刑法第182条第1項に該当する行為（面会要求）に係る罰則  
一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
- ・刑法第182条第2項に該当する行為（面会要求の後面会を実行）に係る罰則  
二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金
- ・非行助長行為の禁止等を定める他県の規定状況  
資料2-4-1のとおり  
（条例上最高位の罰則を適用している淫行等の次の位の罰則を適用しているところが多く、淫行等の罰則の概ね半分、といった内容のところが多い）

#### 3 自画撮り要求行為

- ・刑法第182条第3項に該当する行為（自画撮り要求行為）に係る刑罰  
一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
- ・自画撮り要求行為の禁止等を定める他県の規定状況  
資料2-4-2のとおり  
（30万円以下の罰金とするところが多い）

## 第4 その他項目・論点等

### 1 青少年インターネット環境整備法に基づく青少年が利用する携帯電話端末等の契約における説明等における書面義務化について

- ・本件改正検討については、過去一度改正に向けた相談を行いながら条例審議対象から取り下げた経緯がある（令和3～5年度）。その際の理由は、立法事実不十分（条例改正の必要性を説明しきれない）とされていたものであるが、今回、専門家を委員とした検討部会を設置したことを受け、専門家の所見を得るために、検討の俎上に乗せたものである。
  - ・検討の結果は以下のとおり。
    - 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が該当の契約を行う際保護者等に行うよう義務化されている説明（青少年インターネット環境整備法第14条に規定）を書面（電磁的記録含む）で行うこと、また、その際に同法第16条にある保護者からの希望しない旨の申出を書面（電磁的記録含む）で受け取ることは、既に多くの自治体の条例で義務化されたことを受け、大半の携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（ドコモ、ソフトバンク、au、Yモバイル、UQ、楽天モバイル等。事業者より聞取り。）では、企業内のマニュアルとして既に実行されており、それらの書面の当面の保管（サービス利用者の年齢が18歳以上となるまで）も行われていることを確認している。
    - つまり、（青森県が当該規制条項の設定を行うまでもなく）、既に青森県内では望まれる対応が実現している状況があり、今となつては、改めて当該規制条項を設定する必要がない、との見解（本県が、適切な時期（当該法律が改正されたタイミング等）に当該規制条項を設定しなかったということについての議論は脇に置く）。
    - 既に行為規制が事実上社会的に実装されている状況にも関わらずそれを規制するような条例改正を改めて行う法的意義は乏しいと言える。
    - また、一方で、定期的に行われている青少年のインターネット利用環境実態調査において青少年のフィルタリング利用率は令和5年度の調査でも44.2%といった状況が明らかとなっており、既に多くの自治体が書面化義務を設定している状況でありながらも書面化義務だけでは実現困難である、ということが見て取れる。令和6年9月に決定した第6次青少年インターネット環境整備基本計画では、このフィルタリングの徹底のため、事業者への説明義務の徹底に加えて、ペアレンタルコントロール（フィルタリングの設定を含む）の普及、そのための家庭における教育・啓発の推進を謳っているところである。
- 本県として、この件については、これから力を注ぐべきところは条文の改正作業から実効的な意味での普及啓発、広報活動へシフトしてきたものと考えられる。

### 2 民法改正に伴う青少年の定義記載の変更

- ・我が国における成年年齢は明治9年以来20歳とされてきたところであるが、近年憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事

項の判断に関して18歳、19歳の方を大人として扱うという政策が進められてきた。

こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論を経て、平成30年6月に民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日に施行された。

- ・また、これまでは、男女間で心身の発達に差異があるとして女性の婚姻開始年齢は16歳、男性の婚姻開始年齢は18歳と異なっていたところ、今回の改正では女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとした。

統一となった理由としては、社会・経済の複雑化が進展した今日では、婚姻開始年齢の在り方に関しても、社会的、経済的な成熟度をより重視すべき状況になっており、これらの観点からは男女間に特段の違いはないと考えられるとして、婚姻開始年齢における男女の取扱いの差異を解消することにしたものである。

さらに、現在、高校等進学率が98パーセントを超えていることなどから考えるに、婚姻をするには少なくとも18歳程度の社会的・経済的成熟が必要であると考えられ、女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げることとしたものである。

- ・これを受け、青森県青少年健全育成条例においても青少年の定義について民法の内容に沿ったものに変更する必要性が生じている。

### 3 その他

- ・性別を意識しない表現、表記（多様性の観点から）

※本県の場合、施行規則第3条、指定対象とする写真等の要件に係る記載が「女性」「男女」「同性」といった記載がある。

- ・「児童ポルノ」以外の画像への対応

水着姿や下着姿など、定義の枠外となるグレーゾーンの画像への対応等についてどのように考えるか。